

第 1142 回 高知市教育委員会 1 月定例会 議事録

1 開催日 平成 27 年 1 月 29 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

4 報告

・ 県市図書館情報システム統合について

5 出席者

(1) 委員

1 番委員長

谷 智 子

2 番委員

山 本 和 正

3 番委員

西 森 やよい

4 番委員

野 並 誠 二

5 番教育長

松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長

土 居 英 一

教育次長

森 田 洋 介

教育政策課長

高 岡 幸 史

学校教育課長

野 村 能 教

市民図書館長 (参事)

貞 廣 岳 士

教育政策課教育企画監

和 田 広 信

教育政策課長補佐

宮 田 小 町

教育政策課総務担当係長

吉 本 忠 邦

教育政策課主任

横 田 由 紀 子

1 平成 27 年 1 月 29 日（木） 午後 3 時 30 分～午後 3 時 45 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 30 分

谷委員長

ただいまから、第 1142 回高知市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、野並委員お願いいたします。

野並委員

はい。

谷委員長

本日は、報告事項 1 件です。「県市図書館情報システム統合について」、事務局から説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣でございます。よろしくお願いします。

資料に基づいて説明させていただきます。新図書館の開館に先立ちまして、平成 25 年 7 月に県立図書館と市民図書館の両方が 1 枚のカードで利用できる共通利用カードを発行して準備してきたところですが、平成 26 年 7 月に高知市民図書館と高知県立図書館の情報システムを統合して開館の準備を進めていきます。システムの統合にあたり、現在のシステムを止める必要がありますので、臨時休館をします。図書館の利用できない期間を短くするために、県立図書館と市民図書館の休館に日程の差をつけて実施します。県立図書館は、平成 27 年 5 月 1 日から 6 月 1 日まで臨時休館します。市民図書館は、平成 27 年 5 月 25 日から 6 月 15 日まで臨時休館しますので、県立図書館と市民図書館の両方が休館となるのは、平成 27 年 5 月 25 日から 6 月 1 日までの間となります。その臨時休館期間にシステム統合をいたします。

次に、このシステム統合によります主な変更点を説明いたします。一番大きな変更点で言いますと貸出についてですが、市民図書館は 6 分館 15 分室ありますが、今まで県立図書館の本は借りることができませんでしたが、システムを統合することによって、県立図書館と市民図書館の本館も分室もトラックの配送便を新たに構えるようにしますので、県立図書館の本を予約すれば地域の図書館でも借りることができるようになります。逆に、県立図書館で、市民図書館の本を借りることが今まではできませんでしたが、県立図書館の窓口で、市民図書館の本を借りることができるようになります。

次に、返却でございます。貸出と同様に返却も、今までは県立図書館で借りた本は、市民図書館に返すことができませんでしたが、今後は、先ほど言いましたトラックの配送便を構えますので、市のだこの図書館でも返せるようになります。

検索・予約ですが、県市両図書館のインターネット予約が同時に可能となるということで、今まではそれぞれの図書館のホームページで、予約や蔵書検索をしていましたが、システム統合後は、具体的に言いますと、市民図書館のホームページを開けて蔵書検索を押したら、そこで県立図書館の蔵書も市民図書館の蔵書も一覧で区別なく出てくるようになります。システム上は、県立と市民が一体化するイメージとなります。人気本の予約などの時にもどこに蔵書があるか関係なく一体化して見えるようになります。

また、貸出図書数は、今まで県立図書館が 10 冊で、市民図書館が 10 冊となっていました。今まで両方利用されていて、目一杯借りていた方にとってみては、貸出図書数を 10 冊にしてしまうと貸

出図書数が制限されることになるので、20冊にするという方向で考えております。

あと自動貸出機についてですが、平成27年7月以降で時期は未定でございますが、職員を介さずに、ご自分で本を貸出機にかざしたら、そのままカウンターに行かずに貸出ができるようになるという機能の自動貸出機の設置を予定しているところでございます。プライバシーを気にされる方もいますので、カウンターに行かずに、何を借りているか職員に知られずに借りることができるというところはあると思います。

利用者への周知については、フェイスブックを去年の12月に市民図書館も始め、活用をしているところでございますが、このフェイスブック、チラシ、ポスター等で周知をしていきます。それに伴いまして、規則改正が必要になりますので、その準備を現在しているところでございます。この規則改正については、3月の定例教育委員会に提出させていただきたいと考えております。あと、その他として書いていますが、県と市が両方行うわけでございますので、県の規則も改正となりますが、高知県行政手続条例によって、意見公募を行わないといけなくなっていますので、県が意見公募を実施する予定となっています。市も同じ事業をするわけですので、ご意見が出ましたら、県市共有をしていくということになります。

また、資料に去年の11月に高知新聞が取材した記事で新図書館の開館を待たずにシステム統合がされるという内容のものを載せてあります。説明は以上でございます。

谷委員長

この件について質疑等はございませんか。

西森委員

カードの切替えの状況を数として把握されていますか。

市民図書館長

今までの市民図書館のカードの切替えは、90パーセントを超えましたので、県市共通利用カードにほとんど切り替わっているところです。平成27年6月には、旧の利用カードは使えなくなりますので、本館と分館の方で切替えについての周知をしていますので、その点での混乱は少ないと考えております。以上でございます。

西森委員

ありがとうございます。

谷委員長

その他は、ございませんか。

松原教育長

できれば共通カードをすべての子どもたちにも発行していくというような取組を学校教育関係と連携をとってしていただくよう、是非お願いしたいと思います。

市民図書館長

わかりました。今、施設見学に小学校から来ていただいておりますが、中学校も含めまして検討をさせていただきます。利用促進を図っていききたいと思います。

谷委員長

是非お願いします。

市民図書館長

わかりました。

松原教育長

人気本は、だいたい何冊くらい購入するのですか。

市民図書館長

その本によって判断をしますが、高知市には本館と6分館と15分室がありますので、最大でも22冊ということになります。それでも今まで最大100人待ちくらいになったことがあり、その時は約半年待ちという状況でした。人気の度合いによっては、そういったことが発生することがあります。

松原教育長

わかりました。

西森委員

今回の新図書館建設に関して、建物が一体となるまでの労力でいけば、市民図書館に県と市の本が一体で返却されてきた場合には、県と市の本に仕分けて、県の本を県立図書館に運び、県立図書館に県と市の本が一体で返却されてきた場合には、県と市の本に仕分けて、市の本を市民図書館に運んだりする手間が増えるということですか。

市民図書館長

おっしゃるとおりでございます。その手間ですが、今も本館、分館と分室の間でも返却された場合に、予約が入っているものについてはそれぞれの所に配送するように仕分けをして、渡すという作業があります。そういった作業に県立図書館の蔵書も加わるということで、かなりの労力が増えることになると思います。特に県立図書館においては、今までそういったことがなかったので、手間が増えるという想定になります。

西森委員

仕分けの作業は内部の職員がされると思いますが、物流は業者に委託してやるのですか。

市民図書館長

はい、そうです。今までも、業者への委託については、入札でやっておりまして、それが市民図書館と県立図書館の間のルートが一つ増えて、配送の図書量が増えますので、一旦、市民図書館の本館に降ろして、空にしてから県立図書館に行くなどの方法を考えています。

松原教育長

当然、たとえば土佐清水市の人たちも高知市民図書館の本を借りることができるようになると思いますが、配送するわけですか。

市民図書館長

その部分につきましては、2点ありまして、県立図書館で市民図書館の本を取り寄せてカウンターで借りた時に、土佐清水市の方であれば土佐清水の図書館と県立図書館の間での配送便がありますので、土佐清水の図書館に返却していただいたら、自動的に返ってくるようになります。

それともう一つ、今は図書館同士の相互貸借がありますので、土佐清水の市民の方が土佐清水の図書館に行って、土佐清水の図書館にない本が高知市民図書館あれば、図書館同士で予約のやり取りをして、取り寄せをすることができます。これは従来からある話です。前者の場合ですと配送便で配送するということになります。

松原教育長

今は、実費がとられるのですか。

市民図書館長

図書館同士の相互貸借については、四国内であれば費用はかかりません。

県立図書館と土佐清水や室戸の図書館との間の物流に関しては、県の費用になります。市民図書館の本館と分室の間の物流の費用は当然、市民図書館の負担となりますが、県立図書館と市民図書館を物流で結ぶ経費については、県市それぞれ2分の1の負担という事で話を進めています。

松原教育長

便利が良くなると思います。

谷委員長

私も共通利用カードを持ってよく図書館に行くのですが、市民図書館の対応がすごくいいです。是非また職員の方にお伝えください。

市民図書館長

ありがとうございます。そうさせていただきます。私自身が接遇を非常に大事にしていますので、図書館に配属になってからは職員に接遇の大切さを訴えていますし、接遇の講師を招いて研修したり

もしています。また、きちんと接遇をしているつもりでも利用者の方がそう思っていないこともある
ということ意識して接遇をするように言っています。

谷委員長

その方針が浸透していると思います。

市民図書館長

ありがとうございます。職員に伝えておきます。

谷委員長

他にはよろしいでしょうか。

委員一同

_____ 【は い】 _____

谷委員長

それでは以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 45 分

署 名

委 員 長 _____

4 番 委 員 _____